

工事成績評定結果の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市工事技術検査規程（平成26年船橋市訓令第11号）に基づく工事成績の評定に関し、評定結果の公表に必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 公表の対象は、請負代金額1千万円以上で完成した工事とする。

(公表の内容)

第3条 公表の内容は、工事名、工事場所、工期、請負代金額、受注者、検査年月日及び評定点合計とする。

(公表の方法)

第4条 公表の方法は、紙資料の閲覧とする。

(公表の場所)

第5条 公表の場所は、船橋市役所の工事検査所管課及び行政資料室とする。

(公表の時間)

第6条 公表の時間は、午前9時から午後5時までとする。

(公表の期間)

第7条 公表の期間は、完成技術検査の属する年度及び翌年度より5年間とする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行し、同日以後に締結する契約から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年9月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に完成技術検査を実施する工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年12月14日から施行し、同日以後に完成技術検査を実施する工事から適用する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１３日から施行し、同日以後に完成技術検査を実施する工事から適用する。

附 則

この要綱は、令和３年４月５日から施行し、同日以後に完成技術検査を実施する工事から適用する。